

堺市監査委員公表第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 22 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立のびやか健康館

第3 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和7年8月1日～令和7年12月22日

第5 施設の概要

<所管部局>

環境局 環境事業部 環境事業管理課

<指定管理者>

株式会社 COSPA ウエルネス

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

利用料金制による独立採算で運営しており、市から委託料は支出していない。

<施設名及びその主な内容>

名 称 堺市立のびやか健康館

所 在 地 北区金岡町

設置年月 平成16年4月

設置目的 市民に運動をする場及びやすらぎの場を提供し、もって市民の心身の健康増進を図るとともに、市民の豊かな生活の向上に資することを目的とする。

施設規模 敷地面積 26,500.270 m²

施設内容 温水プール（25mプール、ジャグジープール、ウォーキングプール、ファミリープール）

フィットネス（マシンジム、スタジオ<2箇所>）
 屋内コート（テニス3面分、フットサル2面分）
 屋外多目的グラウンド、屋外テニスコート<3面>、バーベ
 キューコーナー、プロショップ

第6 事業状況

<利用状況> 令和6年度

区分	利用者数（人）	構成比（%）
一時利用	12,530	2.7%
定期利用	346,700	74.7%
スクール(※1)	76,972	16.6%
レンタル利用(※2)	20,130	4.4%
有料教室(※3)	7,443	1.6%
合計	463,775	100.0%

※1 スイミングスクール、テニススクール、フットサルスクール（全て自主事業）

※2 屋内フリーコート、グラウンド、研修室、バーベキュー施設

※3 その他・スポーツ教室（カルチャー教室・イベント教室）（全て自主事業）

<収支状況> 令和6年度

（単位：千円）

	金額
収入	344,358
利用料金	344,354
その他	4
支出	329,275
人件費	99,745
光熱水費	105,686
委託料	65,995
その他	57,849
収支差額	15,082

（指定管理者提出資料から抜粋し一部加工）

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握することとされているが、以下の誤りがあった。

ア 自主事業に係る消耗品費（212万7,033円）について、自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上していた。

イ 自主事業の物品販売に係る棚卸減耗損（6万9,693円）について、自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上していた。

ウ 自主事業に係る半額チケット印刷代（1万1,429円）について、自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上していた。

(2) 指定管理者が基本協定書に基づき作成した事業報告書について、以下の誤りがあった。

ア 広告・販促費について、誤って二重に消費税等を加算したり、本来、消費税等 8%の食料品に対して消費税等の率を 10%として計上するなどしていたため、指定管理業務と自主事業の合計で 3,444 円を過大に計上して報告していた。

イ 収支の実績額の端数処理や収支の科目名称について、記載誤りがあった。

[指定管理業務及び自主事業に係る共通経費の適正按分について（意見）]

指定管理者は、指定管理業務（以下「指定事業」という。）の収支と自主事業の収支を別に把握するため、人件費や広告・販促費等の共通経費について、あらかじめ定めた按分率に基づき、両事業に適切に按分し経費計上している。

一方、キャッシュレス決済に係る手数料（令和 6 年度 570 万 787 円）については、指定管理者によると、指定事業である会費の支払や、自主事業の物販での支払で利用されているにもかかわらず、両事業での切り分けが困難であるとの理由により、全額を指定事業の経費として計上している。

しかし、指定事業及び自主事業の収支を正確に把握するため、指定管理者においてはキャッシュレス決済に係る手数料についても人件費や広告・販促費等と同様に、両事業に応じて適切に按分・経費計上することとし、市はその処理の妥当性を確認の上、実態を反映した収支報告を作成するよう指定管理者に指導されたい。

[収支実績の確認について（意見）]

指定管理業務（以下「指定事業」という。）の収支及び収支差額は、事業計画に対する実績の評価や次期公募時の諸条件を設定する際の重要な基礎資料である。そのため、市は指定事業の収支及び収支差額の実績値が正確に算出されているかを確認し、予算との比較・分析を踏まえ、指定事業の評価を行う必要がある。また、その際に、指定事業と自主事業との経費が適切に区分されているかなどの観点からも確認をした上で、指定管理者が作成する事業報告書に誤りがあった場合には、的確に指定管理者へ指導を行う必要がある。

ところで令和 6 年度予算における指定事業の収支差額は約 2,878 万円の赤字と見込んでいたが、事業報告書では約 1,508 万円の黒字と報告されており（前記 3（1）及び（2）での指摘を踏まえると実際には少なくとも約

1,729 万円の黒字)、赤字から黒字への大幅な転換（乖離額約 4,607 万円）が生じていた。このため、市の収支等の確認や予算との比較・分析はより緻密に行うことが求められるが、監査の結果、これらが十分に行われていたという心証は得られなかった。

以上のことから、市は令和 6 年度の収支の確認等を再度実施し、今後の事業計画や収支見込等の妥当性を検証されたい。また、次期公募時の指定事業の内容、利用料金、収益還元（または納付金等）の水準等を検討する際の基礎資料として活用できるよう、検証記録等を整備されたい。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができるとされている。

また、その場合、法令等により資格を必要とする業務については、当該資格等を証する書面の写しを市に提出しなければならないとされている。

しかし、指定管理者は、市へ一部業務委託の申請をすることなく、一般廃棄物処理委託業務及び産業廃棄物処理委託業務を第三者に委託していた。また、資格等を証する書面の写しも市に提出していなかった。

- (2) 当該施設において、指定管理者が自動販売機を 18 台設置するため、市と指定管理者は、令和 6 年 4 月から自動販売機の台数・面積及び貸付料等を内容とする公有財産賃貸借契約を締結している。また、指定管理者は、当該契約に基づき、自動販売機 1 台ごとの面積を基礎として算定された貸付料を支払っている。

しかし、実地調査した令和 7 年 8 月時点において自動販売機は 17 台しか設置されておらず、契約内容の設置台数と実際の設置台数に差異が生じていた。市によると、令和 6 年 6 月頃に指定管理者が 1 台を撤去したとのことであるが、契約内容と異なる状態が発生してから 1 年以上経過していたにもかかわらず、公有財産賃貸借契約（台数・面積等）の変更を行っていなかった。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。